

令和 7 年度（7 月～9 月分）

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県西和医療センターA 重油の購入

入 札 説 明 書

目 次

- 1 入札説明書
- 2 別紙様式 1 ～ 4
- 3 別紙「入札用封書の書式について」
〃 「A 重油入札会場案内図」

奈良県西和医療センター

入札説明書

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県西和医療センターが調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和7年6月2日（月）

当センター内及び当センターが保有するホームページにて記載

2 入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

A重油（JIS規格1種2号） 別添仕様書のとおり

(2) 納入期限

令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

(3) 納入場所

奈良県生駒郡三郷町三室1-14-16

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県西和医療センター

3 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる条件のすべてに該当する者でなければなりません。

- (1) 奈良県の「物品購入等に係る競争入札の参加資格者等に関する規程」（平成7年12月27日奈良県告示第425号）に基づく競争入札参加者名簿に参加を希望する営業種目が「J1の石油製品」で登録している者であり、かつ、奈良県内に事業所を有する者であること。あるいは、入札日までに上記の条件を満たした者であること。

（資格審査の問い合わせ先及び申請場所）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課 調達契約係（奈良県庁舎主棟1階）

電話番号（直通） 0742-27-8908

- (2) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

- (3) 「奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

- (4) 調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であること。

- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（従前は石油業法）の規定に基づく石油製品販売業の届出をしている者であること。

4 入札参加申込兼参加資格確認申請

(1) 申込（申請）受付場所

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1-14-16

奈良県西和医療センター 施設課 施設係

電話番号（代表） 0745-32-0505 （内線2712）

(2) 提出期日

令和7年6月2日（月）から令和7年6月13日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時～午後5時まで。

郵送可。令和7年6月13日（金）の午後5時までに必着のこと。

(3) 提出書類

①納入証明書（別紙様式1）

②石油製品販売業開始届出書の写し（前回提出済み業者は省略出来ます。）

5 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、4の(3)に示した提出書類に基づいて確認し、その結果を令和7年6月16日（月）中に入札参加申込者に対し、FAXにより通知します。

6 契約条項を示す場所と日時

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室 1-14-16

奈良県西和医療センター 施設課 施設係

電話番号（代表） 0745-32-0505 （内線 2712）

令和7年6月2日（月）から令和7年6月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日除く。）
毎日午前9時～午後5時まで。

7 入札、開札の日時及び場所

令和7年6月23日（月）午前11時00分から

奈良県生駒郡三郷町三室 1-14-16 奈良県西和医療センター 事務棟1階 小会議室1

8 入札書の提出方法

- (1) 入札書は入札日時に入札箱に投入してください。（※別紙「入札用封書の書式について」1参照）
その際、封筒に入れ密封し、かつ、封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**奈良県西和医療センターA重油 入札書在中**」と記入してください。
- (2) 入札書は郵便で差し出すことができます。（※別紙「入札用封書の書式について」2参照）
郵便（書留郵便に限ります。）により提出する場合は、初度入札（1回目）に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書を作成し、それぞれ別封筒に入れ封緘し、封筒の表面には直接提出する場合と同様に、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**奈良県西和医療センターA重油 入札書在中**」と記入し、併せて「初度入札（1回目）」・「再度入札（2回目）」の区別を記入のうえ、送付用封筒（※別紙「入札用封書の書式について」3参照）に入れてください。
送付用封筒表面には「**奈良県西和医療センターA重油 入札書在中**」と記入し、令和7年6月20日（金）午後5時までに6の場所に必着するよう郵送してください。
なお、初度入札（1回目）で下記15の(1)で示す契約の第一順位の交渉権者が決定し、郵送された再度入札（2回目）に係る入札書が不要となった場合でも返送しません。
- (3) 再度入札（2回目）を行う事となった際に、「初度入札（1回目）」に係る入札書のみ郵送されているとき、「初度入札（1回目）」・「再度入札（2回目）」の明記無しに1封筒で郵送されているときは、いずれも再度入札（2回目）を辞退したものとします。
- (4) 郵便で入札に参加する場合、下記15の(2)で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

9 入札書の作成方法等

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨（アラビア数字で表記すること。）とします。
- (2) 入札書は所定の別紙様式2によることとします。
- (3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
 - ア. 物品の調達名は、2(1)に示した名称とします。
 - イ. 年月日は入札書の提出日とします。
 - ウ. 宛名は「地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県西和医療センター 院長 土肥 直文」とします。
 - エ. 入札者氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章にあっては、奈良県会計局総務課調達契約係に届出済みのものとします。
 - オ. 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておくとともに、別紙様式3の委任状を持参のうえ、提出してください。
 - カ. 入札書に記載する金額は、1キロリットル当たりの単価（消費税及び地方消費税を除く。）を記入してください。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。
但し、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (6) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止する場合があります。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額をもって落札価格としますので、競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。
- (8) 入札執行回数は、2回を限度とします。

10 入札保証金

免除します。ただし、契約の相手方となるべき者が落札後契約を締結しない場合は、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

11 契約保証金

免除します。

12 開 札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が必ず出席（1社1名）して行うものとします。

この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 入札書に記名押印を欠く入札
- (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) 同一入札者がなした2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 虚偽の申請を行った者の入札

14 当該入札に関する事務を担当する部局の名称

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1-14-16

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県西和医療センター 施設課 施設係

電話番号（代表）0745-32-0505（内線2712）

15 契約の相手方（第一交渉権者）の決定方法

- (1) 当該入札にあっては最低制限価格を設けられないので、有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を契約の交渉権者とします。その者が複数の場合、入札価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低の価格をもって入札した者をその契約の第一順位の交渉権者（以下、第一交渉権者という。）とします。
- (2) 最低の価格をもって入札をした者が複数あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、第一交渉権者を決定します。また、当該者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- (3) 第一交渉権者が、その入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、または契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、次順位の交渉権者を第一交渉権者とすることがあります。
- (4) 第一交渉権者が決定したときは、直ちに交渉を開始し、契約価格が決定した場合は、当該者を契約の相手方とします。但し、交渉が不調となり、または交渉開始から10日以内に契約締結に至らない場合は、交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことがあります。
- (5) 再度の入札をしても予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、随意契約に移行することがあります。

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。

また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

17 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立に係る処理手続きにおいて、契約を停止し又は解除する場合があります。

18 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、双方各1通保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。ただし、契約書用紙は交付します。

19 その他の事項

入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

20 交付書類

- | | | | |
|-----------|--------------|---------------------|--------------|
| (1) 入札説明書 | (1部) | (5) 入札辞退届 | (1部)・・・別紙様式4 |
| (2) 納入証明書 | (1部)・・・別紙様式1 | (6) 仕様書 | (1部) |
| (3) 入札書 | (1部)・・・別紙様式2 | (別紙) 「入札用封書の書式について」 | |
| (4) 委任状 | (1部)・・・別紙様式3 | (別紙) 「A重油 入札会場案内図」 | |

令和7年度(7月～9月分)

地方独立行政法人 奈良県立病院機構
奈良県西和医療センターA重油の購入

仕 様 書

奈良県西和医療センター

仕 様 書

1 調達品目

A重油（JIS 規格 1 種 2 号）

項 目	反 応	引火点 ℃	同粘度 50℃ mm/ s	流動点 ℃	残 留 炭素分 質量%	水 分 容量%	炭 分 質量%	硫黄分 質量%
性 状	中 性	6 0 以 上	2 0 以 下	5 以 下	4 以 下	0. 3 以 下	0. 0 5 以 下	1. 0 以 下

2 購入予定数量

予定数量

約 1 1 8 K L （3 ヲ月間）

***ただし、発注量を約束するものではありませんので天候等により増減する場合があります。**

（参考）近年の同期間使用実績（K L）

年／月	7 月	8 月	9 月	計
令和 4 年	5 0	4 2	4 2	1 3 4
令和 5 年	2 8	6 2	2 6	1 1 6
令和 6 年	2 8	5 2	3 8	1 1 8
令和 7 年 （見込）	3 8	4 2	3 8	1 1 8

3 契約期間

令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 9 月 3 0 日

4 代金の請求

1 ヲ月分を月末で締め切り、翌月に請求するものとします。

5 納入場所

奈良県生駒郡三郷町三室 1－1 4－1 6 奈良県西和医療センター

6 納入条件

- （1）前月に翌月の納入数量を決定するが、納入日及び納入数量の増減については、前日の午前 1 0 時まで可能とする。
- （2）納入は、1 回につき 1 0 キロリットル以上の指定数量とする。
- （3）納入時間は平日の午後 2 時～4 時とし、到着 2 0～3 0 分前に事前に連絡すること。
- （4）納入については、銘柄が記載された納品書とともに納入し、ローリーの検尺棒で納入量を確認の上、行うものとする。
- （5）納入は、自然流下とする。
- （6）地下タンクは 2 0 キロリットルを有している。
- （7）運搬・納入については、各種関係法令を遵守すること。
- （8）納入月単位で各出荷メーカーの発行する試験成績表（代表性状表）を提出すること。
（*納入が複数のメーカーとなる時は各メーカー分。）
- （9）安定した燃焼が得られない等の理由により、製品の品質が基準を満たさない疑いがある場合は、抜き取り検査を行う。なお、この検査費用は、納入者の負担とする。